



勤務医の法的防御

北海道医師会顧問弁護士 黒木俊郎

Q

1 当院で医療事故が発生し、患者が主治医のA医師（大学からの派遣医）の過失を主張して、損害賠償請求訴訟を起こしました。訴状を見ると、被告はA医師のみで、病院は被告になっていません。

しかし、当院では、派遣医に経済的負担を負わせるわけにはいかないため、当院が加入している医師賠償責任保険からA医師の弁護士料や敗訴した場合の損害賠償金を出してあげたいと思いますが、可能でしょうか。

2 当院で発生した医療事故で患者が死亡し、遺族が主治医のB医師（当院の常勤医）を業務上過失致死罪で刑事告訴し、捜査が開始されました。当院で弁護士を付けてあげたいと思いますが、弁護士料や示談金を当院が加入している医師賠償責任保険から出してあげることが可能ですか。

A

1 原則として、不可能です。

患者が医療事故で損害賠償請求訴訟を提起する場合、被告を病院にするか、医師個人にするかの決定権は、患者側にあります。ですから、原告がA医師のみを被告として提訴した場合、被告になっていない病院が応訴することはできません。

従って、病院の医師賠償責任保険を利用することもできませんので、A医師の弁護士料や損害賠償金を病院が出してあげることができないことになります。

しかし、この保険に「勤務医師包括担保追加条項」を付けておけば、貴院の業務として勤務医が行った医療行為により勤務医が単独で訴えられた場合でも、損害賠償金・弁護士料が保険で補償されます。詳細は、用語解説を参照して下さい。

2 原則として、不可能です。

病院の医師賠償責任保険の被保険者は病院であり、勤務医のB医師ではありません。また、この保険は、民事裁判の費用や損害賠償金を補償するものであり、刑事事件の弁護士料まで補償するものではありません。

しかし、この保険に「勤務医師包括担保追加条項」を付けておけば、B医師が貴院での医療行為に起因して業務上過失致死傷罪の疑いで保険期間中に書類送検された場合の刑事事件弁護士料も一定の限度で補償されます。ただし、罪名は、業務上過失致死傷罪に限定されていますので、カルテの改ざんや虚偽の診断書発行などB医師の故意による犯罪の場合は、対象になりません。詳細は、用語解説を参照して下さい。



医師：患者や遺族は、病院を相手に訴訟をしてくるものと思っていましたが、勤務医のみを訴えることもあるのですか。

弁護士：もともと、患者側の弁護士は、損害賠償金の支払能力がある病院を被告とするのが普通であり、時には、病院と主治医の双方を被告とする例もありましたが、ごく少数でした。しかし、最近では、手術の執刀医や主治医など過失があると思われる個人のみを単独で訴えるケースもあります。

医師：それは、どういうわけでしょうか。

弁護士：勤務医が患者や遺族の個人的恨みを買っていた場合に、懲らしめのために単独で訴えられることがあります。勤務医のみが被告の場合、迅速に弁護体制を組むことができないので、原告が勝訴しやすいという計算もあるかも知れません。

医師：勤務医の方でも、学会の団体保険に入ったり、日医のA2会員になったりして、対策を講じていますが、それでは、不十分でしょうか。

弁護士：たしかに、勤務医自ら保険に入っておくことは、個人の民事訴訟対策としては、極めて重要です。しかし、それらの保険では、刑事事件になった場合の弁護士料は補償されないで、自費で弁護士に依頼しなければならず、弁護のスタートが遅れがちです。

医師：それなら、病院の費用で勤務医に弁護士をつけてあげれば、いいのではないですか。

弁護士：その通りです。しかし、個人の刑事事件の弁護士料を病院で負担した場合、税務署は、病院の経費として損金処理することを認めません。ですから、最後は、院長が個人的に負担するか、勤務医の給料から差し引くことになります。

医師：遺族が勤務医個人を刑事告訴する狙いは、どこにありますか。

弁護士：第1に、刑事告訴は無料ですから、遺族にとって使い勝手が良いこと、第2に、告訴をすれば、警察が有罪の証拠を暴いてくれるのではないかと、医師が責任を否定している場合でも、医師を逮捕して自白に追い込んでくれるのではという期待感があります。もし、狙い通り医師が自白すれば、医師自身が有罪になるばかりでなく、民事の方でも、遺族が労せずして損害賠償金を受け取れることになります。

医師：遺族にとっては、まさに一石二鳥ですね。

弁護士：勤務医にとっては、ダブルパンチです。ですから、刑事事件になりそうな重大な医療事故の場合には、弁護士料の心配などせずに早期に弁護士を依頼し、逮捕や自白の強要を防ぐための弁護活動を精力的に行うことが、極めて重要です。

医師：過去に医療過誤で医師が逮捕された事例として、どんな事件がありますか。

弁護士：腹腔鏡手術で患者が死亡した慈恵医大青戸病院の事件や胎盤剥離後に産婦が死亡した福島県立大野病院の事件が著名です。前者の判決では、医師の過失を認めて禁固2年6ヵ月、執行猶予4年としましたが、後者の判決では、医師の過失を認めず、全面無罪となりました。後者の場合、医師が逮捕・勾留による長期間の身柄拘束を受けながらも、頑として過失を認めなかったことが、無罪判決につながったと思われます。

用語解説

勤務医師包括担保追加条項の要旨

(北海道医師会が損害保険ジャパンと提携して運営している医師賠償責任保険の場合)

- ① 勤務医師が関わる医療行為により、患者の身体に障害(死亡)を与えたことによって、被保険者である勤務医師に法律上の賠償責任が発生し、保険期間中に患者またはその遺族より損害賠償請求を提起された場合、勤務医師個人が支払わなければならない損害賠償金および訴訟費用や弁護士報酬を、保険金額の範囲内で支払う。
- ② 被保険者である勤務医師が国内で行った医療行為に起因して業務上過失致死傷罪の疑いで保険期間中に書類送検された場合に、刑事事件に関する弁護士費用、訴訟費用を、総額500万円の範囲で支払う。

業務上過失致死傷罪

関連条文

刑法第211条1項 業務上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

質問募集／編集部では、北海道医師会会員の皆様からのご質問・ご感想をお待ちしています。